

社 名	所 在 地	電話番号	FAX
(株)明治商会常陸太田営業所	常陸太田市春友町332	0294-78-0225	0294-78-0412
(株)北フジコー	日立市久慈町6-7-15	0294-53-9355	0294-53-9380
(有)塩嶋工務店	日立市日高町1-14-5	0294-42-4918	0294-43-2394
大勝工業(株)	日立市千石町2-7-7	0294-34-4569	0294-34-4554
(株)高木工務店	日立市日高町2-12-4	0294-42-4024	0294-42-4025
日新設備(有)	日立市城南町1-10-21	0294-24-2507	0294-22-9657
(株)三ツ和水道工業所	日立市東多賀町5-15-21	0294-34-3526	0294-34-5626
オーケー設備	北茨城市平潟町1061-43	0293-46-2569	0293-43-1061
小原沢工務店	北茨城市磯原町上相田412	0293-43-1041	0293-43-1061
(有)遠西工業	茨城町上石崎4717-19	029-293-9688	029-293-9445
竜福設備	茨城町小堤189-6	029-292-0382	029-292-7509
(有)和幸工業	茨城町奥谷1976	029-292-7229	029-292-7282
渡辺工業	茨城町大字上飯沼486	029-219-1033	029-219-1034
(株)スズヤ	小美玉市羽鳥798	0299-46-0007	0299-46-4429
伊藤設備工事	桜川市岩瀬1346-2	0296-76-0421	0296-76-2176
東部設備工業(株)	つくば市高野1202-4	029-847-8126	029-847-8108
(有)ハシモト	鉾田市箕輪1708	0291-37-1859	0291-37-0867
益子建設(株)	大子町上野宮814	02957-2-2275	02957-2-3380
(有)丸大設備産業	行方市玉造甲4943	0299-55-2922	0299-55-1828

訂正

広報しろさと「お知らせ版」5月号(No.16)2頁の『水道課・簡易水道課からお知らせ』において、誤りがありましたので、訂正してお詫びいたします。

訂正箇所 水道料金口座振替取扱金融機関に**関東つくば銀行**を追加

医療福祉制度

マル福制度



マル福制度とは、医療保険を使って病院などにかかった場合、医療費の一部負担金を助成する制度です。保険のきかない健康診断、予防接種、薬の容器代、差額ベッド代等は助成されません。

マル福の種類	対 象 者
妊産婦	母子手帳の交付を受けた妊産婦
乳幼児	0歳から小学校入学前までの乳児・幼児
特例乳幼児(マル特) 【町単独事業】	小学校入学から小学校卒業までの児童 小学校入学前で所得制限によりマル福制度を受けていない乳幼児
重度心身障害者	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳1級・2級及び3級(内部障害)の方 ・療育手帳の判定が㊤・Aの方 ・国民年金の障害年金1級に該当する方 ・特別児童扶養手当1級の方等
母子・父子家庭	18歳未満の児童を監護する母子家庭の母または父子家庭の父とその児童

※マル福制度を受けるには、申請の手続きが必要です。

- ・申請には、印鑑、健康保険証、所得課税証明書が必要です。(転入等により城里町以外の市町村に所得の申告をされている方はその市町村の所得課税証明書)
- ・障害者のマル福を申請する場合は、障害の程度が確認できる書類が必要になります。

お知らせ

平成18年
7月1日から

医療福祉制度(マル福)の 利用方法が変わります!

●医療福祉費受給者証と健康保険証だけで医療機関にかかれます。

・平成18年7月1日から医療福祉制度(マル福)を利用する方が医療機関を受診する際は、医療福祉費請求書(ピンクの用紙)が廃止となり医療福祉費受給者証と健康保険証を提示するだけとなります。

対象者

乳児・幼児・重度心身障害者・母子・父子

●妊産婦の方は、従来どおりの手続となります。

・妊産婦の方は今までどおりの手続となりますが、受給者証が新しくなります。

●乳児・幼児・妊産婦の方については、新しい受給者証をお送りします。

・平成18年6月中に新しい受給者証をお送りします。今までの受給者証は7月中に保険課又は各支所へお戻しください。※7月1日からは使用できません。

●重度心身障害者・母子・父子の方は更新手続が必要となります。

・該当者には更新お知らせのはがきをお送りしますので、指定された日時に手続をお願いします。

●特例乳幼児(マル特)受給者の方もマル福制度改正に伴い受給者証が新しくなりますので、マル特請求時に手続をしてください。

・マル特請求時に新しい受給者証と交換しますので、保険課又は各支所へマル特受給者証をお持ちください。(平成18年7月1日から交換となります)

医療福祉費受給者証(マル福)の更新について

～マル福(重度心身障害者、母子・父子家庭)を受給されている方へ～

現在使用されている医療福祉費受給者証が平成18年7月1日から新しくなりますので、次により更新の手続をしてください。

1 日時

平成18年6月26日(月)・27日(火)・28日(水)
午前9:00～午後5:00まで

2 場所

・常北保健福祉センター内 保険課 ・各支所

3 持参するもの

- (1) 健康保険証 (2) 印鑑 (3) 更新通知書
(4) 身体障害者手帳、療育手帳、国民年金(障害福祉年金、障害年金)1級証書、児童扶養手当証書等該当される方はその証書類
(5) ①平成18年1月1日以降城里町に転入された方は、前住所地の平成17年度分所得課税証明書
②城里町外の方の扶養になっている方は、扶養義務者の平成17年度分所得課税証明書

※該当される方には後日、更新お知らせのはがきをお送りします。

問合せ 保険課 ☎029-288-3111 (内線 372・373)